南予水道企業団とは

水道用水の供給という行政サービスを共同で行うために宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町により設立された一部事務組合(特別地方公共団体)です。愛媛県南予地方に9か所の浄水場と幹線水路を所有し、職員は地方公務員として南<u>予地区の水の供給に携わっています。</u>

※施設一覧(リンクで HP の関連施設へ)

Oはじめに

南予水道企業団は、野村ダムに貯えられた水から水道水を作り、南予地区3市1町へ供給 している水道事業体です。

私たちは、住民の命と生活に欠かせない水道というライフラインを守ることを使命とし、安全・安心で良質な水を安定して供給し続けるため、責任感を持ち一丸となって仕事に取り組んでいます。

現在、水道事業を取り巻く環境は、水需要の減少に伴う料金収入の減少、老朽化した施設の更新や耐震化による支出の増加など厳しい状況にあります。このため、広域化による経営の効率化を模索するなど、将来に向けた施策を検討しております。

当企業団の組織は、庶務課と浄水課に分かれており、それぞれの分野のプロフェッショナルとして働いております。仕事を通じ、自分の能力を高めたいと考える方や、地域への貢献を希望される方は、私たちと働くことでそうした思いを形にできる職場です。

○一部事務組合とは

行政サービスの一部を共同で行うことを目的として、複数の地方公共団体が設置する行政機関のことです。

○用水供給事業とは

ダム等の水源から原水を取水し、浄水場で法律の基準を満たす飲料水を製造し、各市町へ 供給する事業です。

○組織と主な仕事

•浄水課(技術職員)職員数…27名(令和4年3月現在)

飲用のための水は、水道法により基準が定められており、この基準を満たす水を作るための施設の土木工事、電気設備、機械設備の設計、発注、施工監理を行います。また、各浄水場及び導水施設等の保守点検・維持管理を行います。

さらに、浄水場の遠隔監視や、施設の更新計画の立案など、「水を作ること」とそれに付随する業務に従事します。

・庶務課(事務職員)職員数…4名(令和4年3月現在)

庶務課は、企業におけるバックオフィス全般の業務に従事しております。まず、経理業務では、 法律の規定に則り、複式簿記に基づく予算編成、出納、決算業務などを行います。また、給与 関係、採用及び退職管理、福利厚生、労働環境整備といった企業団職員に関する業務や、入 札、契約などの物品調達にも従事します。

さらに、当企業団の様々な根拠となる条例及び規程を整備する法制執務を行っております。また、企業団の意思決定機関である議会において、意思決定のための準備並びに事後処理に従事します。

・南予地方水道水質検査協議会(技術職員)職員数…5名(※うち2名は補助業務)

(令和4年3月現在)

南予地方水道水質検査協議会は、水道法に定められた水質検査のほか、水道水質に係る調査研究を共同して行うことを目的に設立された、地方自治法に規定される法定協議会です。

南予水道企業団を構成する自治体を含む3市4町2企業団で構成され、南予水道企業団から派遣された職員で業務を行っています。

働く環境

当企業団職員は、地方公務員にあたり、給与等については人事院及び宇和島市に準じた規定により支給されます。

○給料

初任給 上級 (大卒) 1級 25号給 185,200円

初級 (高卒) 1級5号給 154,600円

なお、過去に就労した期間がある場合には、その職歴等に応じて一定の調整加算があります。

また、昇給は年に1回1月に行われます。

●給料月額のモデルケース(大卒)

35歳 294,300円

45歳 355,000円

〇手当

該当者に対して、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。



・扶養手当…配偶者及び子ども以外の扶養親族:月額 6,500 円/人、子供:10,000 円/人人

- ・住居手当…家賃の額に応じて支給額が変動(上限:28,000円)
- ・通勤手当…住居から勤務地までの距離に応じて支給
- ・期末・勤勉手当(ボーナス)…年2回支給。支給率は勤務成績により異なる。

(平均:年間4.3か月(令和3年度実績))

○勤務時間・休日

勤務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで(休憩時間は午後零時から午後 1 時まで)です。

休日は、土曜日、日曜日、祝日のほか、年末年始休暇、夏季休暇があります。ただし、特殊な勤務時間、勤務体制の職場もあります。

○休暇

年次休暇 年間 20 日/病気休暇 90 日以内/結婚休暇 5 日以内

このほか、介護休暇、育児休業、自己啓発休業等の制度が設けられています。

〇福利厚生 当企業団は、愛媛県市町村職員共済組合及び愛媛県市町村職員互助会に加入しており、

当企業団は、愛媛県市町村職員共済組合及び愛媛県市町村職員互助会に加入しており、 職員ひとりひとりが働きやすい環境を作るため、福利厚生を整えています。

共済組合及び互助会の制度により、病気やけが、入院、結婚、出産などに対し、給付や祝金を受けることができます。また、住宅購入資金等の貸付制度もあります。

○健康管理

全職員を対象に、年に1回の定期健康診断を行っております。また、一定年齢以上の職員に対しては、共済組合から人間ドックや脳ドックの健診補助を受けることができます。

○研修制度

職員の職位に応じ、全国の水道事業体が加入している公益社団法人日本水道協会が主催 する各種研修に参加し、知識や技術の習得を行っております。

〇昇任制度

昇任は、勤務成績や経験等に基づき行っております。

職制は技師・主事→主査→主任→係長→課長補佐→課長となります。